

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称 経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第10号工事

2 農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008861.html>

(施工管理)

第2条 受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

2 受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

3 農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008862.html>

(施工年度区分)

第3条 この工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとする。

| 施工年度 | 各工種の施工年度とその区分 | 期限 |
|-------|--|------------|
| 令和5年度 | 整地工 8.10ha 道路工 1,503.60m 用水路工 1,779.90m 取水工 2箇所 排水路工 1,635.70m | 令和6年3月15日 |
| 令和6年度 | 整地工（整地）1式 | 令和6年11月29日 |

(工期内の休日等)

第4条 工期に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含まれている。

2 工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月4日見込んでいる。

3 受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第23条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 降雨等により、作業不能日数に大幅な乖離が生じた場合

(2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

(週休2日工事)

第5条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める受注者の希望により週休2日に取り組みことができる工事である。

2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するもの

とする。

なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。

- 3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
 - (1) 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
 - (2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。
- 4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。
- 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048032.html>

（施工条件）

第6条 この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

- 2 この工事の実施に当たり、次のとおり関係機関等と協議中であるため、監督職員の指示に従い工事着手しなければならない。

| 関係機関 | 協議内容 | 協議成立見込時期 |
|----------------|---|----------|
| 岩手県 （県土整備部） | 支線道路取付等に係る道路法第24条 河川放流工設置に係る河川法第24条、第26条協議 | 令和6年1月 |
| 一関市 | 支線道路取付等に係る道路法第24条協議 | 令和6年1月 |
| 電力柱 | 移設 | 令和6年1月 |
| N T T柱 | 移設 | 令和6年1月 |
| T V共聴柱 | 移設 | 令和6年1月 |

- 3 佐近道取水工及び中堰取水工の配筋について、作成中のため完了後追加する。また、精査の結果、鉄筋数量等に変更が生じた場合、設計変更にて計上することとする。

（設計図書の変更）

第7条 現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
- (2) 転石又は湧水が出現した場合
- (3) 表土が不足する場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
- (5) 仮設工が必要が認められる場合
- (6) 第三者との協議結果に伴う場合
- (7) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合
- (8) 遠隔確認の試行を行う場合

（現場環境の改善の試行）

第8条 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

- (1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり必須ではない。

- ① 快適トイレに求める機能

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）
- ② 付属品として備えるもの
 - キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
 - ケ サニタリーボックス
 - コ 鍵と手洗器
 - サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- ③ 推奨する仕様、付属品
 - シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
 - ス 擬音装置（機能を含む）
 - セ 着替え台
 - ソ 臭気対策機能の多重化
 - タ 室内温度の調整が可能な設備
 - チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）（注）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）（注）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 快適トイレの導入に関する試行については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048824.html>

（運搬費及び準備費の設計変更）

第 9 条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

3 受注者は、2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費

用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4 の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

（工事測量）

第10条 受注者は、工事の施工に使用する「任意の測量標」を設置したときは、速やかに工事測量成果表を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

（第三者に対する措置）

第11条 受注者は、工事の施工に先立ち、工事用地又は地区境界等の工事施工範囲を確認しなければならない。

なお、確認に当たっては、別途監督職員が提示する用地図又は地区境界図と現地に設置している境界杭等の位置を精査・照合しなければならない。

- 2 受注者は、前項の精査・照合の結果、境界杭等の亡失を確認した場合は、境界杭等を復元し、監督職員の確認を受けなければならない。
- 3 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 4 受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、出入口に交通誘導警備員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。

なお、配置する交通誘導警備員の資格等については、第17条第2項によるものとする。

また、取付道路工は、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。

（建設副産物）

第12条 この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

| 区 分 | 処 理 先 |
|---------|-------------------------|
| コンクリート殻 | 奥州市前沢地内（片道：L=19.8km） |
| アスファルト殻 | 奥州市前沢地内（片道：L=19.8km） |
| 金属くず | 奥州市胆沢若柳地内（片道：L=31.5 km） |

- 2 再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真

を添付しなければならない。

(工事用資材)

第13条 この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。

「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/kankyoku/seisaku/nintei/index.html>

3 この工事で使用する材料の規格は、下記のとおりである。

(1) 遠心力鉄筋コンクリート管

J I S A5372 B型

(2) 鉄筋（異形棒鋼）

J I S G3112 SD295A

(3) 硬質塩化ビニール管

J I S K6741 VU管

(4) コンクリート

コンクリートは、J I S A5308 レディーミクストコンクリートとし、使用するコンクリートは次のとおりとする。

| 区 分 | コンクリートの種類 | 規 格 | 水セメント比 W/c (%) | セメントの種類による記号 | 摘 要 |
|----------------------|-----------|---------|----------------|--------------|-----|
| 鉄筋コンクリート | 普 通 | 24-8-25 | 55 以下 | B B | |
| 均しコンクリート 無筋コンクリート | 普 通 | 18-8-40 | 65 以下 | B B | |

(5) 再生クラッシャーラン及び再生アスファルト混合物

| 名 称 | 規 格 | 使 用 工 種 |
|-------------|-----------------|---------|
| 再生クラッシャーラン | R C - 4 0 | 敷砂利工等 |
| 再生クラッシャーラン | R C - 8 0 | 基礎碎石等 |
| 再生アスファルト混合物 | 再生密粒度アスコン (20F) | 市道取付工 |

ア 再生クラッシャーラン及び再生アスファルト混合物の使用に際しては、舗装再生便覧（(社)日本道路協会）等を遵守するものとする。

イ なお、碎石プラント又はアスファルトプラントの在庫不足等により、必要量の納入が困難となった場合には、同プラントから受注者あて回答書を添付のうえ監督職員と協議するものとする。

(施工段階確認)

第14条 この工事の施工段階確認は、次表の確認時期・頻度（一般監督）により行うものとする。

ただし、当初請負代金額が低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）に満たなかった場合、発注者は次表の（重点監督）欄による施工段階確認を行うものとする。

なお、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2 受注者は、施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願（立会願）を提出しなければならない。

また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出しなければならない。

3 受注者は、次表に示す以外の工種について、受注者が自主的に行った検査の記録を監督職員が求めた場合には、これに応じなければならない。

| 工 種 | | 確認内容 | 確認時期・頻度 (一般監督) | 確認時期・頻度 (重点監督) |
|--------|---|----------------|-------------------|--|
| 共通工事 | 掘削 | 床付け状況、基準高 | 初期床付け完了段階 | 同左 |
| | 砕石基礎 | 幅、厚さ、高さ | 初期施工段階で1箇所 | 500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所 |
| | コンクリート付帯構造物、コンクリート基礎、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの | 幅、厚さ、高さ | 初期施工段階で1箇所 | 200mにつき1箇所以上、200m未満は2箇所 また、箇所単位のものについては適宜測定 |
| ほ場整備工事 | 表土扱い | 厚さ | 施工完了時点で1箇所 | 施工完了時点で1ha当り概ね3箇所 |
| | 基盤造成 | 基準高 (指定した時) | 施工完了時点で1箇所 | 施工完了時点で1ha当り概ね3箇所 |
| 管水路工事 | 管水路基礎 (砂基礎等) | 高さ、幅 | 初期施工段階で1箇所 | 500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所 |
| | 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管) | 埋設深 | 初期施工段階で1箇所 | 500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所 |

(交通安全管理)

第15条 この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成5年法律第43号、平成6年5月10日施行）により、ダンプカーの過積載防止措置等法令遵守の徹底を図るものとする。

(1) 施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底するものとする。

2 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等、確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

(1) 受注者は、交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

(被災農林漁家の優先雇用)

第 16 条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、平成 28 年以降に発生した台風等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

2 受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求があった場合は、速やかに報告するものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正)

第 17 条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

(現場環境改善費)

第 18 条 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。

なお、内容に変更が生じた場合も、監督職員と協議するものとする。

2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目 | 実施する内容 (率計上分) |
|-------|---------------|
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備 |

| | |
|------|--|
| | ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機など） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策 |
| 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事などの経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベントなどの実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 |

（工事写真における黒板情報の電子化）

第 19 条 本工事は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で工事写真における黒板情報の電子化対象工事とすることができる。

2 工事写真における黒板情報の電子化を利用する場合は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱

- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。
- ② 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りではない。
 なお、黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黒板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ

提出するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第 20 条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(東日本大震災津波に伴う工事契約変更の特例)

第 21 条 この工事は、以下に示す東日本大震災津波発災以降の工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(1) インフレスライド

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010925.html |
| 請求の時期 | 直近の労務賃金等の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで |

(2) 単品スライド

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekk ei/1017258/1010927.html |
| 請求の時期 | 直近の対象資材の変更日から完成工期の 2 ヶ月前まで |

(3) 単価適用年月の変更

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi jutsu.jouhou/1008879.html |
| 請求の時期 | 当初工事請負契約締結日から 14 日以内 |

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

| | |
|------------|---|
| 内 容 | 不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi jutsu.jouhou/1008880.html |
| 請求の時期 | 工事施工場所に対象資材を搬入する 7 日前まで |

(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

| | |
|------------|---|
| 内 容 | ① 労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ② 上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi jutsu.jouhou/1008881.html |
| 請求の時期 | 実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第 |

(関係法令の遵守)

第 22 条 受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

2 受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

- 3 受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

(提出書類)

第 23 条 監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

- (1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
- (2) 出来形管理記録資料
- (3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で1部作成のこと）
- (4) 品質管理記録資料
- (5) 材料承諾願
- (6) その他監督職員が必要と認めたもの

(各工種の特記仕様書)

第 24 条 この工事における各工種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別紙を参照のこと。

- (1) 整地工特記仕様書
- (2) 道路工特記仕様書
- (3) パイプライン工特記仕様書
- (4) 排水路工特記仕様書
- (5) 電子納品特記仕様書〔工事〕
- (6) ICT 活用工事特記仕様書【受注者希望型】
- (7) 監理技術者の兼務に係る特記仕様書

- 2 この工事の施工は、岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとする。なお、現地状況により形状等を変更することがある。ほ場整備標準図については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1019232.html>

また、特に田面高と道路高、排水路高の差異には十分に留意し、営農に支障となる極端な高低差が生じないように、縦断計画を策定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(定めなき事項)

第 25 条 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。